

資料 7

医療従事者の需給に関する検討会 第5回看護
職員需給分科会（平成31年1月17日）資料

看護職員の需給推計について（案）

看護職員の需給推計について

推計の基本方針

- 地域医療構想との整合性の観点から、2025年における看護職員の需給推計を行う。
- 医師の需給推計の方法を踏まえながら、直近のデータを用いて、看護職員の需給推計を行う。その際、看護職員に固有の事情（※）は考慮する。
（※）看護職員に固有の事情とは、例えば、訪問診療については、医師は外来に含めて試算しているが、看護職員は訪問看護として介護保険事業計画などをベースに働く場所に応じた推計とすること。
- 看護職員の需給推計は、都道府県が推計ツールを用いて行う需給推計を全国ベースに集約したものとす。
- 各都道府県が行う看護職員の需要推計は、次のような方法で実施する。
 - ① 現在の病床数・患者数及び看護職員数をもとに、医療需要（病床数あるいは患者数）あたり看護職員数を設定。
 - ② 医療需要については、
 - ・ 一般病床及び療養病床については、都道府県の地域医療構想における2025年の病床数の必要量による。また、訪問看護事業所、介護保険サービスについては、介護保険事業計画による。
 - ・ 地域医療構想で医療需要が示されていない領域（精神病床、無床診療所（外来）、保健所・市町村・学校養成所等）については、一定の仮定を設定して推計を行う。
 - ③ ①②により、将来の看護職員数を推計する。その際、常勤換算人員数に加えて、実人員数も推計する。また、看護職員の労働時間や勤務環境改善に関する複数の仮定を設定して推計する。

①医療需要あたり
看護職員数

×

②将来の医療需要

=

③将来の看護職員
の需要数

看護職員需給分科会のスケジュールの 見直しについて（案）

看護職員需給分科会のスケジュールの見直しについて（案）

○ 都道府県が推計を報告するにあたって議会等との調整が必要であり、議会の開催は6・7月であることを踏まえ、下記のとおりスケジュールの見直しをする。

	見直し前	見直し後
平成30年		
9月27日	第3回看護職員需給分科会	
10月29日	第4回看護職員需給分科会	
平成31年		
1月17日	第5回看護職員需給分科会	
中旬	都道府県に推計ツールを発送	
31日	第6回看護職員需給分科会	
2月19日	看護職員の確保策に関する議論 (3回程度)	都道府県に推計ツールを発送 (1回目)
3月上旬		都道府県に推計ツールを発送 (2回目) <small>※平成29年患者調査結果公表後発送</small>
3月下旬	都道府県推計からの報告 × 切	看護職員の確保策に関する議論 (5回程度)
4月末	都道府県推計の集約	確保策中間とりまとめ
5月末	報告書骨子案	都道府県推計からの報告 × 切
6月末	報告書とりまとめ	都道府県推計の集約
7月末		報告書骨子案
8月		報告書とりまとめ
9月		